

ローンカード規定

第1条（ローンカードの利用）

ローンカードは、銀行および銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払事務を提携した金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して貸越口座から当座貸越借入金の払出しをする場合（以下「払出し」といいます。）、および銀行の支払機または銀行の本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。

第2条（利用手数料）

1. 銀行の支払機を使用して払出しをする場合は、銀行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料を支払っていただきます。
2. 提携金融機関の支払機を使用して払出しをする場合は、その提携金融機関が利用手数料を定めているときは、提携金融機関に対して支払っていただきます。
3. 銀行は、上記1. および2. の利用手数料を支払機利用日付をもって、通帳および払戻請求書なしで指定預金口座から自動的に引落とします。なお、提携金融機関の利用手数料は、銀行から提携金融機関に支払います。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して払出しをするときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力して操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による払出しの金額単位および1回あたりの払出し金額の範囲は、支払機の機種により銀行（提携金融機関の支払機を使用する場合はその提携金融機関）が定めたものとします。
3. 支払機を使用して払出しをする場合、指定預金口座が残高不足のため銀行または提携金融機関の定める利用手数料の引落としができない場合には、払出し金額が貸越極度額の範囲内であっても、払出しはできないものとします。

第4条（支払機による返済）

1. 支払機を使用して随時の返済をするときは、支払機にローンカードと現金を挿入して操作してください。
2. 支払機による随時の返済は、支払機の機種により銀行が定めた金額単位および金額の範囲内とします。

第5条（ローンカードの紛失、届出事項の変更など）

1. ローンカードを紛失したとき、または指名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によりローンカード発行店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第6条（暗証番号照合等）

銀行の支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払出しをした場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

なお、提携金融機関の支払機による場合も、銀行および提携金融機関の責任については同様とします。

第7条（解約等）

1. カードローン契約を解約または終了する場合には、直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。

- ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりします。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。

第8条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第9条（ローンカード発行手数料）

ローンカードの再発行にあたっては、銀行の定める発行手数料をお支払いいただきます。

第10条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書（当座貸越契約書）の各条項、総合口座取引規定、普通預金規定および山梨中銀キャッシュサービス規定（第16条、第17条は除きます。）により取扱います。

第11条（規定の変更）

- 銀行は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要が生じたときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以 上